



発行 新潟県

号外 1

平成30年 3月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

条 例

- 3 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革・評価室）
- 4 新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例（行政改革・評価室）
- 5 新潟県手数料条例の一部を改正する条例（財政課）
- 6 特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例（人事課）
- 7 職員の特別ほう賞金に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 8 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 9 新潟県県税条例及び新潟県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（税務課）
- 10 新潟県県税条例の一部を改正する条例（税務課）
- 11 新潟県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例（環境企画課）
- 12 新潟県生活環境の保全等に関する条例及び新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部を改正する条例（環境対策課）
- 13 新潟県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例（消防課）
- 14 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例（消防課）
- 15 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（消防課）
- 16 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（国保・福祉指導課）
- 17 新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（医務薬事課）
- 18 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例（医師・看護職員確保対策課）
- 19 新潟県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（高齢福祉保健課）
- 20 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（高齢福祉保健課）
- 21 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（高齢福祉保健課）
- 22 新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（生活衛生課）
- 23 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（障害福祉課）
- 24 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（障害福祉課）
- 25 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（障害福祉課）
- 26 新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（児童家庭課）
- 27 新潟県安心子ども基金条例の一部を改正する条例（児童家庭課）
- 28 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例（産業振興課）
- 29 新潟県産業振興貸付基金条例及び新潟県産業振興基金条例の一部を改正する条例（産業立地課）
- 30 新潟県主要農作物種子条例（農産園芸課）
- 31 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部を改正する条例（畜産課）
- 32 新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例（農地計画課）
- 33 新潟県特別会計条例の一部を改正する条例（用地・土地利用課）
- 34 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（都市政策課）

- 35 建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例（建築住宅課）
- 36 新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（議事調査課）
- 37 新潟県立学校条例の一部を改正する条例（高等学校教育課）
- 38 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例（警務課）

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第3号）

- 1 市町村に移譲している事務に関する規定の整備
地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づき、市町村に移譲している事務に関する規定を整備することとしました。(別表関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第5号）

- 1 汚染土壌処理業の譲渡等の承認等に係る手数料の新設
土壌汚染対策法の改正に伴い、汚染土壌処理業の譲渡等の承認の申請等に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)
- 2 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定等に係る手数料の新設
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請等に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)
- 3 施行期日
この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第6号）

- 1 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正関係
新潟県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、知事等の特別職の職員の給料及び報酬の額を改正することとしました。(第1条関係)
- 2 新潟県議会議員給与条例の一部改正関係
新潟県特別職報酬等審議会の答申に基づき、議長、副議長及び議員の議員報酬額を改正することとしました。(第2条関係)
- 3 施行期日
この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇職員の特別ほう賞金に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第7号）

- 1 特別ほう賞金の上限額の引上げ
殉職者特別ほう賞金等の上限額の引上げを行うこととしました。(第4条関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第8号）

- 1 職員を派遣することができる団体の追加
職員を派遣することができる団体に地方公共団体金融機構を追加することとしました。(第2条関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県県税条例及び新潟県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（新潟県条例第9号）

- 1 新潟県県税条例の一部改正関係
平成29年度税制改正に伴い、犯則事件の調査及び処分に関する事項に係る権限について、地域振興局長に委任することとしました。(第1条関係)
- 2 新潟県産業廃棄物税条例の一部改正関係
平成29年度税制改正に伴い、産業廃棄物税を地方税犯則調査手続における間接地方税として指定することとしました。(第2条関係)
- 3 施行期日
この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第11号）

1 処分の規定の整備

基金の有効活用により環境保全施策の一層の推進を図るため、基金の処分に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。(第2条及び第6条関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第16号）

1 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち基金事業交付金の交付の要件に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

- (1) 新潟県国民健康保険財政安定化基金条例（第1条関係）
- (2) 新潟県国民健康保険広域化等支援基金条例（第2条関係）
- (3) 新潟県国民健康保険調整交付金条例（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第18号）

1 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成30年3月31日から平成31年3月31日に見直すこととしました。(附則第3項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（新潟県条例第19号）

1 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

介護保険法の改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めることとしました。(第3条～第7条関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第20号）

1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち介護医療院の開設の許可の申請等に係る手数料の規定、共生型居宅サービスの基準に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

- (1) 新潟県介護保険法関係手数料条例（第1条関係）
- (2) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第2条関係）
- (3) 新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（第3条関係）
- (4) 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（第4条関係）
- (5) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（第5条関係）
- (6) 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（第6条関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（新潟県条例第21号）

1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち指定居宅介護支援事業者の指定の申請等に係る手数料の規定その他所要の規定の整理を行うこととしました。

- (1) 新潟県介護保険法関係手数料条例（第1条関係）
- (2) 新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（新潟県条例第22号）

1 目的

この条例は、住宅宿泊事業の実施の制限その他の措置を講ずることにより、住宅宿泊事業の適正な運営を確保することを目的とすることとしました。（第1条関係）

2 住宅宿泊事業の実施の制限

住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び当該区域において住宅宿泊事業を実施してはならない期間を定めることとしました。（第4条関係）

3 施行期日

この条例は、平成30年6月15日から施行することとしました。

◇新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（新潟県条例第23号）

1 基準省令の改正に伴う規定の整備

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（新潟県条例第24号）

1 基準省令の改正に伴う規定の整備

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（新潟県条例第25号）

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち、指定障害福祉サービスの基準に関する規定その他所要の規定の整理を行うこととしました。

- (1) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（第1条関係）
- (2) 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（新潟県条例第26号）

1 住宅宿泊事業者等の責務

住宅宿泊事業法の施行に伴い、住宅宿泊事業及び住宅宿泊管理業を営む者の責務について規定することとしました。（第26条関係）

2 携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置

- (1) 保護者は、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、必要な事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならないこととしました。(第26条の3関係)
- (2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出に係る書面の提出があった場合に限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等の販売をすることができることとし、一定期間当該書面等を保存しなければならないこととしました。(第26条の3関係)

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県安心こども基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第27号）

1 基金の設置期間の延長

保育サービス等の充実を図るとともに、地域における子育て支援、ひとり親家庭等への支援及び社会的養護の充実を図り、子どもを安心して育てることができるような体制の整備を行うため、新潟県安心こども基金の設置期間を延長することとしました。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第28号）

1 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成30年3月31日から平成31年3月31日に見直すこととしました。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県産業振興貸付基金条例及び新潟県産業振興基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第29号）

1 処分の特例

新潟県産業振興貸付基金について、当分の間、企業誘致の促進、産業の振興及び福祉の向上を図るため特に必要と認められる事業に要する経費の財源に充てることとしました。(第1条関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県主要農作物種子条例（新潟県条例第30号）

1 目的

この条例は、主要農作物の種子の生産について計画の策定、審査その他の措置を行うことにより、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 種子計画の策定

知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の安定的な生産に関する計画を策定するものとする事としました。(第3条関係)

3 指定種子生産団体の指定

知事は、種子計画に基づく種子の生産及び供給等を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を指定種子生産団体として指定することができることとしました。(第4条及び第5条関係)

4 その他

ほ場及び生産物の審査に係る規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。(第6条～第12条関係)

5 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例（新潟県条例第32号）

1 特別徴収金に関する規定の整備

土地改良法の改正に伴い、農地中間管理機構が借り受けている農用地を対象とする基盤整備事業の施行地域内において、農用地の中間管理権を解除等した者から特別徴収金を徴収することとしました。(第5条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県特別会計条例の一部を改正する条例（新潟県条例第33号）

1 新潟県用地先行取得事業特別会計の設置

一般国道7号朝日温海道路に係る用地先行取得事業の施行に伴い、新潟県用地先行取得事業特別会計を設置することとしました。(本則関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第34号）

1 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち広告物等の表示又は設置の禁止地域等に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

(1) 新潟県建築基準条例（第1条関係）

(2) 新潟県自然環境保全条例（第2条関係）

(3) 建築士法の特例等に関する条例（第3条関係）

(4) 新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（第4条関係）

(5) 新潟県屋外広告物条例（第5条関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（新潟県条例第36号）

1 趣旨

この条例は、公職選挙法の規定に基づき、新潟県議会議員の選挙における候補者の政見等を選挙人に知らせるための選挙公報の発行に関し必要な事項を定めることとしました。(第1条関係)

2 選挙公報の発行

新潟県選挙管理委員会は、県議会議員の選挙において、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、1回発行しなければならないこととしました。(第2条関係)

3 選挙公報の配布

選挙公報は、市町村（新潟市にあっては、区）の選挙管理委員会が、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに、配布することとしました。(第5条関係)

4 施行期日

この条例は、公布の日以後にその期日を告示される一般選挙から施行することとしました。

◇新潟県立学校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第37号）

1 高等学校の廃止

新潟県立川西高等学校を廃止することとしました。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (4) 特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例
- (5) 職員の特別ほう賞金に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県県税条例及び新潟県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県県税条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例
- (10) 新潟県生活環境の保全等に関する条例及び新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (13) 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- (14) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (15) 新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (16) 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- (17) 新潟県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (18) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (19) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (20) 新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例
- (21) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (22) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (23) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (24) 新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例
- (25) 新潟県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- (26) 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例
- (27) 新潟県産業振興貸付基金条例及び新潟県産業振興基金条例の一部を改正する条例
- (28) 新潟県主要農作物種子条例
- (29) 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部を改正する条例
- (30) 新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例
- (31) 新潟県特別会計条例の一部を改正する条例
- (32) 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (33) 建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例
- (34) 新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例
- (35) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例
- (36) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県条例第3号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 県民生活・環境部関係		(3) 県民生活・環境部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)	8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)
(1) 法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥獣（ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、 <u>オオタカ</u> 、 <u>オオコノハズク</u> 、 <u>コノハズク</u> 、 <u>アオバズク</u> 、 <u>アカショウビン</u> 、 <u>ヤマセミ</u> 、 <u>コシアカツバメ</u> 、 <u>マキノセンニュウ</u> 、 <u>コヨシキリ</u> 、 <u>キバシリ</u> 、 <u>サメビタキ</u> 、 <u>コサメビタキ</u> 、 <u>ノジコ</u> 、 <u>サドカケス</u> 、 <u>シロウマトガリネズミ</u> 、 <u>サドトガリネズミ</u> 、 <u>ニホンカワネズミ</u> 、 <u>シナノミズラモグラ</u> 、 <u>ヤマネ</u> 、 <u>ホンドオコジョ</u> 、 <u>ゴマフアザラシ</u> 、 <u>ワモンアザラシ</u> 、 <u>クラカケアザラシ</u> 及び <u>アゴヒゲアザラシ</u> を除く。）の捕獲等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため捕獲等をする場合を除く。）に係るも	(1) 法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥獣（ <u>ミゾゴイ</u> 、 <u>ハクガン</u> 、 <u>サカツラガン</u> 、 <u>ヒクイナ</u> 、 <u>アカモズ</u> 、 <u>ウミウ</u> 、 <u>チュウサギ</u> 、 <u>マガン</u> 、 <u>ヨシガモ</u> 、 <u>シノリガモ</u> 、 <u>ホオジロガモ</u> 、 <u>ミサゴ</u> 、 <u>ハチクマ</u> 、 <u>ツミ</u> 、 <u>ハイタカ</u> 、 <u>オオジシギ</u> 、 <u>コノハズク</u> 、 <u>オオコノハズク</u> 、 <u>アオバズク</u> 、 <u>ヨタカ</u> 、 <u>ヤマセミ</u> 、 <u>コサメビタキ</u> 、 <u>サンコウチョウ</u> 、 <u>キバシリ</u> 、 <u>ノジコ</u> 、 <u>サドカケス</u> 、 <u>シロウマトガリネズミ</u> 、 <u>サドトガリネズミ</u> 、 <u>ニホンカワネズミ</u> 、 <u>シナノミズラモグラ</u> 、 <u>ヤマネ</u> 、 <u>ホンドオコジョ</u> 、 <u>ゴマフアザラシ</u> 、 <u>ワモンアザラシ</u> 、 <u>クラカケアザラシ</u> 及び <u>アゴヒゲアザラシ</u> を除く。）の捕獲等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため捕獲等をする場合を除く。）に係るものに限る。）		

<p>のに限る。) (2)～(31) (略)</p>		<p>(2)～(31) (略)</p>	
<p>9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可(学術研究又は鳥獣の管理(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。)のため鳥類(ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジログモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ及びサドカケスを除く。)の卵の採取等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p>	<p>(略)</p>	<p>9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可(学術研究又は鳥獣の管理(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。)のため鳥類(ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジログモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ及びサドカケスを除く。)の卵の採取等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p>	<p>(略)</p>
<p>10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1) 法第38条の2第1項の規定による住居集合地域等における麻酔銃猟の許可(鳥獣(ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジログモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ、サド</p>	<p>(略)</p>	<p>10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1) 法第38条の2第1項の規定による住居集合地域等における麻酔銃猟の許可(鳥獣(ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジログモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サドトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及び</p>	<p>(略)</p>

<p>カケス、シロウマトガリネズミ、サドトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシを除く。)の捕獲等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため捕獲等をする場合を除く。)に係るものに限る。)</p> <p>(2)～(9) (略)</p>		<p>アゴヒゲアザラシを除く。)の捕獲等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため捕獲等をする場合を除く。)に係るものに限る。)</p> <p>(2)～(9) (略)</p>									
(略)		(略)									
(4) 防災局関係		(4) 防災局関係									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 656 678 701">事 務</th> <th data-bbox="678 656 782 701">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="220 701 782 734">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="829 656 1287 701">事 務</th> <th data-bbox="1287 656 1396 701">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="829 701 1396 734">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		
事 務	市町村										
(略)											
事 務	市町村										
(略)											
<p>4 高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(86) (略)</p>	<p>三条市及び柏崎市</p>	<p>4 高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(86) (略)</p>	<p>新 潟 市、三 条 市 及 び 柏 崎 市</p>								
<p>4の2 高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第22条各号に掲げる事業所、設備又は施設に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1) 法第5条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可</p> <p>(2) 法第5条第2項の規定による高圧ガスの製造の届出の受理</p> <p>(3) 法第9条の規定による許可の取消し</p> <p>(4) 法第10条第2項の規定による地位の承継の届出の受理</p> <p>(5) 法第10条の2第2項(法第24条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継の届出の受理</p> <p>(6) 法第11条第3項の規定による命令</p> <p>(7) 法第12条第3項の規定による命令</p> <p>(8) 法第14条第1項の規定による製造のための施設等の変更の許可</p> <p>(9) 法第14条第2項の規定による軽微な変更の工事の届出の受理</p> <p>(10) 法第14条第4項の規定による製造のための施設等の変更の届出</p>	<p>新潟市</p>										

の受理

- (11) 法第15条第2項の規定による命令
- (12) 法第16条第1項の規定による第1種貯蔵所の設置の許可
- (13) 法第17条第2項の規定による地位の承継の届出の受理
- (14) 法第17条の2第1項の規定による第2種貯蔵所の設置の届出の受理
- (15) 法第18条第3項の規定による命令
- (16) 法第19条第1項の規定による第1種貯蔵所の変更の工事の許可
- (17) 法第19条第2項の規定による軽微な変更の工事の届出の受理
- (18) 法第19条第4項の規定による第2種貯蔵所の変更の工事の届出の受理
- (19) 法第20条第1項の規定による完成検査
- (20) 法第20条第1項ただし書の規定による届出の受理
- (21) 法第20条第3項の規定による完成検査
- (22) 法第20条第3項第1号の規定による届出の受理
- (23) 法第20条第4項の規定による完成検査の結果の報告の受理
- (24) 法第20条の4の規定による販売事業の届出の受理
- (25) 法第20条の4の2第2項の規定による地位の承継の届出の受理
- (26) 法第20条の5第2項の規定による勧告
- (27) 法第20条の5第3項の規定による公表
- (28) 法第20条の6第2項の規定による命令
- (29) 法第20条の7の規定による変更の届出の受理
- (30) 法第21条の規定による製造等の廃止等の届出の受理
- (31) 法第22条第1項の規定による輸入検査
- (32) 法第22条第1項第1号の規定による届出の受理
- (33) 法第22条第2項の規定による輸入検査の結果の報告の受理
- (34) 法第22条第3項の規定による命令

- | | | | |
|--|--|--|--|
| (35) 法第24条の2第1項の規定による特定高圧ガスの消費の届出の受理 | | | |
| (36) 法第24条の3第3項の規定による命令 | | | |
| (37) 法第24条の4第1項の規定による消費のための施設等の変更の届出の受理 | | | |
| (38) 法第24条の4第2項の規定による廃止の届出の受理 | | | |
| (39) 法第26条第1項の規定による危害予防規程の届出又は変更の届出の受理 | | | |
| (40) 法第26条第2項の規定による命令 | | | |
| (41) 法第26条第4項の規定による命令又は勧告 | | | |
| (42) 法第27条第2項の規定による命令 | | | |
| (43) 法第27条第5項の規定による勧告 | | | |
| (44) 法第27条の2第5項（法第27条の4第2項、第28条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による選任又は解任の届出の受理 | | | |
| (45) 法第27条の2第6項（法第27条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による選任又は解任の届出の受理 | | | |
| (46) 法第34条の規定による命令 | | | |
| (47) 法第35条第1項の規定による保安検査 | | | |
| (48) 法第35条第1項第1号の規定による届出の受理 | | | |
| (49) 法第35条第3項の規定による保安検査の結果の報告の受理 | | | |
| (50) 法第36条第2項の規定による届出の受理 | | | |
| (51) 法第38条第1項の規定による許可の取消し又は命令 | | | |
| (52) 法第38条第2項の規定による命令 | | | |
| (53) 法第39条の規定による緊急措置 | | | |
| (54) 法第39条の11第1項の規定による完成検査の記録の届出の受理 | | | |
| (55) 法第39条の11第2項の規定による保安検査の記録の届出の受理 | | | |
| (56) 法第61条第1項の規定による報告の徴収（容器製造業者、容器 | | | |

- の輸入をした者又は機器製造業者に係るものを除く。)
- (57) 法第62条第1項の規定による
立入検査及び高压ガスの収去（容
器の製造をする者又は容器の輸入
をした者に係るものを除く。)
- (58) 法第63条第1項の規定による
事故届の受理（容器製造業者又は
容器の輸入をした者に係るものを
除く。次号、第60号、第62号及び
第64号において同じ。)
- (59) 法第63条第2項の規定による
命令
- (60) 法第64条の規定による指示
- (61) 法第74条第1項の規定による
通報
- (62) 法第74条第2項の規定による
通報の受理
- (63) 法第74条第3項の規定による
通報の受理
- (64) 法第74条第4項の規定による
報告
- (65) 冷凍保安規則第21条第2項の
規定による製造施設完成検査証の
交付
- (66) 冷凍保安規則第31条第3項の
規定による輸入検査合格証の交付
- (67) 冷凍保安規則第40条第4項の
規定による保安検査証の交付
- (68) 液化石油ガス保安規則第32条
第2項の規定による製造施設完成
検査証又は第1種貯蔵所完成検査
証の交付
- (69) 液化石油ガス保安規則第45条
第3項の規定による輸入検査合格
証の交付
- (70) 液化石油ガス保安規則第77条
第2項ただし書の規定による届出
の受理
- (71) 液化石油ガス保安規則第77条
第6項の規定による保安検査証の
交付
- (72) 一般高压ガス保安規則第31条
第2項の規定による製造施設完成
検査証又は第1種貯蔵所完成検査
証の交付
- (73) 一般高压ガス保安規則第45条
第3項の規定による輸入検査合格
証の交付
- (74) 一般高压ガス保安規則第79条
第2項ただし書の規定による届出

の受理 (75) 一般高圧ガス保安規則第79条第6項の規定による保安検査証の交付 (76) コンビナート等保安規則第15条第2項の規定による製造施設完成検査証の交付 (77) コンビナート等保安規則第34条第2項ただし書の規定による届出の受理 (78) コンビナート等保安規則第34条第6項の規定による保安検査証の交付 (略) (5)～(9) (略)	(略) (5)～(9) (略)
---	--------------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第4号

新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

新潟県公立大学法人評価委員会条例（平成20年新潟県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号） <u>第11条第4項</u> の規定に基づき、新潟県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号） <u>第11条第3項</u> の規定に基づき、新潟県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第5号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1) (略)					(1) (略)				
(2) 県民生活・環境部関係					(2) 県民生活・環境部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
15 の 14	(略)	(略)		(略)	15 の 14	(略)	(略)		(略)
15 の 15	土壌汚染対 策法第27条 の2第1項 の規定に基 づく汚染土 壌処理業の 譲渡等の承 認の申請に 対する審査	汚染 土壌 処理 業譲 渡等 承認 申請 手数料		1件につき 124,000円					
15 の 16	土壌汚染対 策法第27条 の3第1項 の規定に基 づく汚染土 壌処理業者 である法人 の合併等の 承認の申請 に対する審査	汚染 土壌 処理 業者 合併 等承認 申請手 数料		1件につき 124,000円					
15 の 17	土壌汚染対 策法第27条 の4第1項 の規定に基 づく汚染土 壌処理業の 相続の承認 の申請に対 する審査	汚染 土壌 処理 業相 続承認 申請手 数料		1件につき 124,000円					
<u>15</u> <u>の</u> <u>18</u>	(略)	(略)		(略)	<u>15</u> <u>の</u> <u>15</u>	(略)	(略)		(略)
<u>15</u> <u>の</u> <u>19</u>	(略)	(略)		(略)	<u>15</u> <u>の</u> <u>16</u>	(略)	(略)		(略)

(略)				
17 の 5	(略)	(略)		(略)
17 の 6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料		1件につき 147,000円
17 の 7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物処理特例の変更認定申請手数料		1件につき 134,000円
(略)				
43	使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業の変更許可申請手数料		1件につき <u>67,000円</u>
(2)の2～(5) (略)				
(6) 土木部関係				
	対象となる事務	名称	区 分	金 額

(略)				
17 の 5	(略)	(略)		(略)
43	使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業の変更許可申請手数料		1件につき <u>75,000円</u>
(2)の2～(5) (略)				
(6) 土木部関係				
	対象となる事務	名称	区 分	金 額

(略)					(略)				
14	採石法第32条の4第1項第6号ロの規定に基づく業務管理者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有することの認定の申請に対する審査	(略)		(略)	14	採石法第32条の4第1項第5号ロの規定に基づく業務管理者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有することの認定の申請に対する審査	(略)		(略)
(略)					(略)				
19	砂利採取法第6条第1項第6号ロの規定に基づく業務主任者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有することの認定の申請に対する審査	(略)		(略)	19	砂利採取法第6条第1項第5号ロの規定に基づく業務主任者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有することの認定の申請に対する審査	(略)		(略)
(略)					(略)				
21	砂利採取法第16条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査	砂利採取計画認可申請手数料		1件につき 33,900円	21	砂利採取法第16条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査	砂利採取計画認可申請手数料		1件につき 37,700円
22	砂利採取法第20条第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査	砂利採取計画変更認可申請手数料		1件につき 15,000円	22	砂利採取法第20条第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査	砂利採取計画変更認可申請手数料		1件につき 17,000円
(略)					(略)				
(6)の2～(9) (略)					(6)の2～(9) (略)				

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第 6 号

特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第 1 条 この条例は、次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）の給与について、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>県監査委員等</u></p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第 5 条 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費又は費用弁償を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公営企業管理者、知事の秘書、非常勤の顧問、参与及び県専門委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙立会人、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員、<u>監査専門委員</u>、母子・父子自立支援員、婦人相談員並びに臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者 旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 附属機関の構成員 第2号に定める額及び第3号に定める額のうち、<u>知事が定める額</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">知事</td> <td style="width: 20%;">給料月額</td> <td style="width: 50%; text-align: right;"><u>1,266,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>991,000円</u></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>835,000円</u></td> </tr> <tr> <td>地方公営企業管理者</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>858,000円以内</u></td> </tr> </table>	知事	給料月額	<u>1,266,000円</u>	副知事	"	<u>991,000円</u>	教育長	"	<u>835,000円</u>	地方公営企業管理者	"	<u>858,000円以内</u>	<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第 1 条 この条例は、次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）の給与について、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>県監査委員</u></p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第 5 条 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>非常勤の顧問、参与及び県専門委員並びに附属機関の構成員にあつては、当該各号に定める額のうち、知事が定める額</u>）の旅費又は費用弁償を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公営企業管理者、知事の秘書、非常勤の顧問、参与及び県専門委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙立会人、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員、母子・父子自立支援員、婦人相談員並びに臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者 旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 附属機関の構成員 第2号に定める額及び第3号に定める額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">知事</td> <td style="width: 20%;">給料月額</td> <td style="width: 50%; text-align: right;"><u>1,256,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>983,000円</u></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>828,000円</u></td> </tr> <tr> <td>地方公営企業管理者</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>851,000円以内</u></td> </tr> </table>	知事	給料月額	<u>1,256,000円</u>	副知事	"	<u>983,000円</u>	教育長	"	<u>828,000円</u>	地方公営企業管理者	"	<u>851,000円以内</u>
知事	給料月額	<u>1,266,000円</u>																							
副知事	"	<u>991,000円</u>																							
教育長	"	<u>835,000円</u>																							
地方公営企業管理者	"	<u>858,000円以内</u>																							
知事	給料月額	<u>1,256,000円</u>																							
副知事	"	<u>983,000円</u>																							
教育長	"	<u>828,000円</u>																							
地方公営企業管理者	"	<u>851,000円以内</u>																							

知事の秘書	〃	572,000円以内	知事の秘書	〃	567,000円以内
県監査委員等			県監査委員		
識見を有する者のうちから選任された委員			識見を有する者のうちから選任された委員		
常勤	〃	685,000円	常勤	〃	680,000円
非常勤 報酬月額		685,000円以内	非常勤 報酬月額		680,000円以内
議員のうちから選任された委員			議員のうちから選任された委員		
〃		184,000円	〃		183,000円
監査専門委員					
報酬日額		50,000円以内			
県教育委員会			県教育委員会		
委員	報酬月額	207,000円	委員	〃	205,000円
県人事委員会			県人事委員会		
委員長	〃	226,000円	委員長	〃	224,000円
委員	〃	207,000円	委員	〃	205,000円
(略)			(略)		
県労働委員会			県労働委員会		
会長	報酬月額	226,000円	会長	報酬月額	224,000円
公益委員	〃	207,000円	公益委員	〃	205,000円
労使委員	〃	176,000円	労使委員	〃	175,000円
(略)			(略)		
特別調整委員のうち			特別調整委員のうち		
公益を代表する者			公益を代表する者		
報酬月額		207,000円	報酬月額		205,000円
労使を代表する者			労使を代表する者		
〃		176,000円	〃		175,000円
県選挙管理委員会			県選挙管理委員会		
委員長	〃	226,000円	委員長	〃	224,000円
委員	〃	207,000円	委員	〃	205,000円
(略)			(略)		
県公安委員会			県公安委員会		
委員長	報酬月額	226,000円	委員長	報酬月額	224,000円
委員	〃	207,000円	委員	〃	205,000円
収用委員会			収用委員会		
会長	報酬日額	24,000円	会長	報酬日額	23,000円
委員	〃	21,000円	委員	〃	20,000円
海区漁業調整委員会			海区漁業調整委員会		
会長	〃	21,000円	会長	〃	20,000円
委員	〃	18,000円	委員	〃	17,000円
専門委員	〃	18,000円	専門委員	〃	17,000円
内水面漁場管理委員会			内水面漁場管理委員会		
会長	〃	21,000円	会長	〃	20,000円
委員	〃	18,000円	委員	〃	17,000円
専門委員	〃	18,000円	専門委員	〃	17,000円
非常勤の顧問、参与及び県専門委員			非常勤の顧問、参与及び県専門委員		
報酬日額の場合		63,000円以内	報酬日額の場合		62,000円以内
報酬月額の場合		634,000円以内	報酬月額の場合		629,000円以内
報酬年額の場合		1,031,000円以内	報酬年額の場合		1,023,000円以内
附属機関の構成員	報酬日額	30,000円以内	附属機関の構成員	報酬日額	29,000円以内
母子・父子自立支援員	報酬月額	111,000円	母子・父子自立支援員	報酬月額	110,000円
婦人相談員	〃	111,000円	婦人相談員	〃	110,000円

臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者	報酬日額の場合 <u>51,000円以内</u>	臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者	報酬日額の場合 <u>50,000円以内</u>
	報酬月額の場合 <u>510,000円以内</u>		報酬月額の場合 <u>506,000円以内</u>
	報酬年額の場合 <u>510,000円以内</u>		報酬年額の場合 <u>506,000円以内</u>

(新潟県議会議員給与条例の一部改正)

第2条 新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。	第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。
議 長 月額 <u>98万1,000円</u>	議 長 月額 <u>97万3,000円</u>
副議長 月額 <u>85万8,000円</u>	副議長 月額 <u>85万1,000円</u>
議 員 月額 <u>78万6,000円</u>	議 員 月額 <u>78万円</u>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第7号

職員の特別ほう賞金に関する条例の一部を改正する条例

職員の特別ほう賞金に関する条例（昭和47年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<u>職員の特別褒賞金に関する条例</u>	<u>職員の特別ほう賞金に関する条例</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、職員に対する <u>特別褒賞金</u> の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、職員に対する <u>特別ほう賞金</u> の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。
(職員の範囲)	(職員の範囲)
第2条 この条例で「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) 新潟県に勤務する職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する者、同条第3項に規定する者（常勤のものに限る。）及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する者 (2) (略)	第2条 この条例で「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) 新潟県に勤務する職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する者、同条第3項に規定する者（常勤のものに限る。）、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）附則第8条に規定する者</u> 及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する者 (2) (略)
(特別褒賞金の授与基準)	(特別ほう賞金の授与基準)
第3条 知事は、職員が職務上で生命又は身体の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより死亡し、障害の状態となり、疾病にかかり、又は負傷した場合において、特に功労があると認められるときは、 <u>特別褒賞金</u> を授与するものとする。	第3条 知事は、職員が職務上で生命又は身体の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより死亡し、障害の状態となり、疾病にかかり、又は負傷した場合において、特に功労があると認められるときは、 <u>特別ほう賞金</u> を授与するものとする。
(特別褒賞金の種類及び金額)	(特別ほう賞金の種類及び金額)
第4条 前条の <u>特別褒賞金</u> は、 <u>殉職者特別褒賞金</u> 、 <u>障害者特別褒賞金</u> 及び <u>傷病者特別褒賞金</u> の3種とし、 <u>殉職者特別褒賞金</u> は職員が死亡した場合、 <u>障害者特別褒賞金</u> 又は <u>傷病者特別褒賞金</u> は職員が障害の状態となり、又は疾病にかかり、若しくは負傷した場合にそれぞれ授与するものとする。 2 <u>特別褒賞金</u> の金額は、次の各号に定める額の範囲内において職員の受けた災害の程度及び功労の程度に応じて規則で定める。 (1) <u>殉職者特別褒賞金</u> 3,000万円以内 (2) <u>障害者特別褒賞金</u> 2,060万円以内 (3) <u>傷病者特別褒賞金</u> 90万円以内 3 前項第1号及び第2号に掲げる <u>特別褒賞金</u> を授与すべきこととなる者（第2号については、規則で定める重度の障害者に限る。）のうち、高度の危険性が予測される状態においてその職務を遂行し、	第4条 前条の <u>特別ほう賞金</u> は、 <u>殉職者特別ほう賞金</u> 、 <u>障害者特別ほう賞金</u> 及び <u>傷病者特別ほう賞金</u> の3種とし、 <u>殉職者特別ほう賞金</u> は職員が死亡した場合、 <u>障害者特別ほう賞金</u> 又は <u>傷病者特別ほう賞金</u> は職員が障害の状態となり、又は疾病にかかり、若しくは負傷した場合にそれぞれ授与するものとする。 2 <u>特別ほう賞金</u> の金額は、次の各号に定める額の範囲内において職員の受けた災害の程度及び功労の程度に応じて規則で定める。 (1) <u>殉職者特別ほう賞金</u> 2,520万円以内 (2) <u>障害者特別ほう賞金</u> 1,870万円以内 (3) <u>傷病者特別ほう賞金</u> 90万円以内 3 前項第1号及び第2号に掲げる <u>特別ほう賞金</u> を授与すべきこととなる者（第2号については、規則で定める重度の障害者に限る。）のうち、高度の危険性が予測される状態においてその職務を遂行し、

かつ、抜群の功労があり一般の模範と認められるものについては、同項の規定により授与すべき額にその100分の100以内の額を加算した額を授与することができる。

(特別褒賞金の調整)

第5条 知事は、障害者特別褒賞金又は傷病者特別褒賞金の授与を受けた職員が、その原因となつた傷病の再発又は増進により、新たに前条の規定を適用した場合に既に授与した特別褒賞金の額を超える額の特別褒賞金を授与すべきものに該当したときは、規則の定めるところにより当該超える額の特別褒賞金を授与することができる。

(特別褒賞金の授与対象)

第6条 前2条の殉職者特別褒賞金は死亡した職員の遺族に、障害者特別褒賞金及び傷病者特別褒賞金は職員に授与する。

2 (略)

附 則

1・2 (略)

(経過措置)

3 昭和46年9月30日からこの条例の公布の日までの間においてこの条例の規定による特別褒賞金に相当する金額(以下この項において「従前の特別褒賞金」という。)の授与を受けた者について、新たにこの条例の規定により授与すべき特別褒賞金があるときは、当該特別褒賞金の額が従前の特別褒賞金の額を超える額を授与することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

し、かつ、抜群の功労があり一般の模範と認められるものについては、同項の規定により授与すべき額にその100分の100以内の額を加算した額を授与することができる。

(特別ほう賞金の調整)

第5条 知事は、障害者特別ほう賞金又は傷病者特別ほう賞金の授与を受けた職員が、その原因となつた傷病の再発又は増進により、新たに前条の規定を適用した場合に既に授与した特別ほう賞金の額をこえる額の特別ほう賞金を授与すべきものに該当したときは、規則の定めるところにより当該こえる額の特別ほう賞金を授与することができる。

(特別ほう賞金の授与対象)

第6条 前2条の殉職者特別ほう賞金は死亡した職員の遺族に、障害者特別ほう賞金及び傷病者特別ほう賞金は職員に授与する。

2 (略)

附 則

1・2 (略)

(経過措置)

3 昭和46年9月30日からこの条例の公布の日までの間においてこの条例の規定による特別ほう賞金に相当する金額(以下この項において「従前の特別ほう賞金」という。)の授与を受けた者について、新たにこの条例の規定により授与すべき特別ほう賞金があるときは、当該特別ほう賞金の額が従前の特別ほう賞金の額をこえる額を授与することができる。

新潟県条例第8号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p><u>(24)</u> <u>地方公共団体金融機構</u></p> <p><u>(25)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p><u>(24)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第9号

新潟県県税条例及び新潟県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
(新潟県県税条例の一部改正)

第1条 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
(権限の委任) 第6条 知事は、次に掲げる事項を県税の課税地を所管する地域振興局長に委任するものとする。ただし、次項に規定する事項及び別に知事が定める事項については、この限りでない。 (1)・(2) (略) <u>(3) 犯則事件の調査及び処分に関する事項</u> 2～5 (略)	(権限の委任) 第6条 知事は、次に掲げる事項を県税の課税地を所管する地域振興局長に委任するものとする。ただし、次項に規定する事項及び別に知事が定める事項については、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2～5 (略)

(新潟県産業廃棄物税条例の一部改正)

第2条 新潟県産業廃棄物税条例(平成15年新潟県条例第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(賦課徴収等) 第3条 (略) 2 <u>産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の22の4第6号の規定による条例で指定する法定外目的税とする。</u> (税率等) 第6条 (略) 2 産業廃棄物税は、地方税法施行令第6条の17第2項第9号の規定による条例で指定する法定外目的税とする。	(賦課徴収) 第3条 (略) (税率等) 第6条 (略) 2 産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の17第2項第9号の規定による条例で指定する法定外目的税とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第10号

新潟県条例の一部を改正する条例

新潟県条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（法人の均等割の税率）</p> <p>第23条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める額とする。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">（法人の課税標準の区分経理）</p> <p>第30条 （略）</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業<u>（法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。以下同じ。）</u>、保険業及び貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税の課税標準の特例に係る申告）</p> <p>第39条 法第73条の14第1項及び第3項（不動産取得税の課税標準の特例）の規定は、これらの規定に規定する住宅の取得の日から60日以内に、当該住宅の取得者から、別に知事が定めるところにより、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該住宅が、住宅の建築後1年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅である<u>とき</u>、又はその住宅に増築された住宅である<u>ときは</u>、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、その取得の日から60日以内に、同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り、<u>適用するものとする</u>。ただし、知事は、やむを得ない理由により申告期限までにこれらの申告をすることができないと認めるときは、当該期限を延長することができる。</p> <p style="text-align: center;">（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）</p> <p>第46条 法第73条の24第1項から第3項まで（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき法第73条の25第1項（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）の規定により徴収猶予がなされた場合その他施行令で定める場合を除き、当該土地の取得</p>	<p style="text-align: center;">（法人の均等割の税率）</p> <p>第23条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に定める額とする。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">（法人の課税標準の区分経理）</p> <p>第30条 （略）</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税の課税標準の特例に係る申告）</p> <p>第39条 法第73条の14第1項及び第3項（不動産取得税の課税標準の特例）の規定は、これらの規定に規定する住宅の取得の日から60日以内に、当該住宅の取得者から、別に知事が定めるところにより、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該住宅が、住宅の建築後1年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅である<u>場合又はその住宅に増築された住宅である場合</u>においては、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、その取得の日から60日以内に、同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り<u>適用するものとする</u>。ただし、知事は、やむを得ない理由により申告期限までにこれらの申告をすることができないと認めるときは、当該期限を延長することができる。</p> <p style="text-align: center;">（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）</p> <p>第46条 法第73条の24第1項及び第2項（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき法第73条の25第1項（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）の規定により徴収猶予がなされた場合その他施行令で定める場合を除き、当該土地の取得の日</p>

の日から60日以内に、当該土地の取得者から、別に知事が定めるところにより、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地であるときは、最初の取得に係る土地の取得につき、その取得の日から60日以内に、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り、適用するものとする。ただし、知事は、やむを得ない理由により申告期限までにこれらの申告をすることができないと認めるときは、当該期限を延長することができる。

附 則

(不動産取得税の税率の特例)

第18条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(不動産取得税の徴収猶予の申告)

第19条 法附則第11条の4第2項、第5項及び第7項(不動産取得税の減額等)の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第47条各号に掲げる事項を記載した申告書に法附則第11条の4第2項、第5項又は第7項の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の新潟県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例第46条並びに附則第18条及び第19条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

4 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

から60日以内に、当該土地の取得者から、別に知事が定めるところにより、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、その取得の日から60日以内に、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用するものとする。ただし、知事は、やむを得ない理由により申告期限までにこれらの申告をすることができないと認めるときは、当該期限を延長することができる。

附 則

(不動産取得税の税率の特例)

第18条 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(不動産取得税の徴収猶予の申告)

第19条 法附則第11条の4第2項及び第5項(不動産取得税の減額等)の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第47条各号に掲げる事項を記載した申告書に法附則第11条の4第2項又は第5項の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

新潟県条例第11号

新潟県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例

新潟県地域環境保全基金条例（平成2年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条等を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(積立額)</p> <p>第2条 <u>基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(処分)</p> <p>第6条 <u>基金は、前条各号に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。</u></p> <p>第7条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(基金の額)</p> <p>第2条 <u>基金の額は、4億円とする。</u></p> <p><u>2 必要があるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により積立が行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第12号

新潟県生活環境の保全等に関する条例及び新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県生活環境の保全等に関する条例(昭和46年新潟県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(承継)	(承継)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 第14条第1項又は第15条第1項の規定による届出をした者について相続、 <u>合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)</u> があつたときは、相続人、 <u>合併後</u> 存続する法人若しくは合併により設立した法人 <u>又は分割により当該特定施設を承継した法人は</u> 、当該届出をした者の地位を承継する。	2 第14条第1項又は第15条第1項の規定による届出をした者について相続 <u>又は合併</u> があつたときは、相続人 <u>又は合併後</u> 存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
3 (略)	3 (略)
(準用)	(準用)
第31条 (略)	第31条 (略)
2 第20条の規定は、第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、 <u>合併若しくは分割</u> により取得した者について準用する。	2 第20条の規定は、第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは <u>合併</u> により取得した者について準用する。
(準用)	(準用)
第47条 (略)	第47条 (略)
2 第20条の規定は、第37条又は第38条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、 <u>合併若しくは分割</u> により取得した者について準用する。	2 第20条の規定は、第37条又は第38条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは <u>合併</u> により取得した者について準用する。
(準用)	(準用)
第68条 第20条の規定は、許可を受けた者から当該許可に係る揚水設備を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、 <u>合併若しくは分割</u> により取得した者について準用する。	第68条 第20条の規定は、許可を受けた者から当該許可に係る揚水設備を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは <u>合併</u> により取得した者について準用する。
(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)	(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)
第85条 知事は、特定工場等において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定工場等の設置者(相続、 <u>合併又は分割</u> によりその地位を承継した者を含む。)に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄	第85条 知事は、特定工場等において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定工場等の設置者(相続 <u>又は合併</u> によりその地位を承継した者を含む。)に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のため

化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定工場等の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があつた時において当該特定工場等の設置者であつた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。

3 特定工場等の設置者（特定工場等又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。）は、当該特定工場等について前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

（準用）

第86条 （略）

2 第20条の規定は、第76条又は第77条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者について準用する。

（準用）

第98条 第20条の規定は、第91条第1項又は第92条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設の全てを譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者について準用する。

（規制基準）

第101条 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。以下同じ。）において次に掲げる営業（以下この節及び第13章において「飲食店営業等」という。）を営むことにより発生する騒音に係る規制基準（以下この節において「規制基準」という。）は、区域の区分ごとに規則で定める。

- (1) 飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する営業のうち、設備を設けて客に飲食させるものをいう。）
- (2) 喫茶店営業（食品衛生法施行令第35条第2号に規定する営業をいう。）
- (3) （略）

（自動車等の運行に伴う排出ガス等の低減の促進）

第124条 自動車等の使用者その他自動車等の整備について責任を有する者又は運転者は、自動車等の運行に伴い発生する排出ガス（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する政令で定める物質をいう。以下同じ。）及び騒音の

の措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定工場等の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があつた時において当該特定工場等の設置者であつた者（相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。

3 特定工場等の設置者（特定工場等又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者を含む。）は、当該特定工場等について前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

（準用）

第86条 （略）

2 第20条の規定は、第76条又は第77条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者について準用する。

（準用）

第98条 第20条の規定は、第91条第1項又は第92条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者について準用する。

（規制基準）

第101条 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。以下同じ。）において次に掲げる営業（以下この節及び第13章において「飲食店営業等」という。）を営むことにより発生する騒音に係る規制基準（以下この節において「規制基準」という。）は、区域の区分ごとに規則で定める。

- (1) 飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第1号に規定する営業のうち、設備を設けて客に飲食させるものをいう。）
- (2) 喫茶店営業（食品衛生法施行令第5条第2号に規定する営業をいう。）
- (3) （略）

（自動車等の運行に伴う排出ガス等の低減の促進）

第124条 自動車等の使用者その他自動車等の整備について責任を有する者又は運転者は、自動車等の運行に伴い発生する排出ガス（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第10項に規定する政令で定める物質をいう。以下同じ。）及び騒音の

低減を図るため、自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運転に努めなければならない。 2 (略)	低減を図るため、自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運転に努めなければならない。 2 (略)
---	---

(新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例（平成17年新潟県条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) 第21条 第9条から第13条までの規定は、 <u>法第2条第11項</u> に規定する特定粉じん排出等作業（同項に規定する特定建築材料以外の吹付けアスベスト等が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を除く。）については、適用しない。 2 (略)	(適用除外) 第21条 第9条から第13条までの規定は、 <u>法第2条第12項</u> に規定する特定粉じん排出等作業（同項に規定する特定建築材料以外の吹付けアスベスト等が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を除く。）については、適用しない。 2 (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第13号

新潟県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県消防法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	区 分	手数料の額	手数料を納めなければならない者	区 分	手数料の額
(略)			(略)		
6 法第13条の3第1項の危険物取扱者試験を受けようとする者	甲種危険物取扱者試験	1件につき <u>6,500円</u>	6 法第13条の3第1項の危険物取扱者試験を受けようとする者	甲種危険物取扱者試験	1件につき <u>5,000円</u>
	乙種危険物取扱者試験	1件につき <u>4,500円</u>		乙種危険物取扱者試験	1件につき <u>3,400円</u>
	丙種危険物取扱者試験	1件につき <u>3,600円</u>		丙種危険物取扱者試験	1件につき <u>2,700円</u>
7 法第13条の2第3項の規定による危険物取扱者免状の交付を受けようとする者		1件につき <u>2,900円</u>	7 法第13条の2第3項の規定による危険物取扱者免状の交付を受けようとする者		1件につき <u>2,800円</u>
(略)			(略)		
9 危険物令第35条第1項の規定による危険物取扱者免状の再交付を受けようとする者		1件につき <u>1,900円</u>	9 危険物令第35条第1項の規定による危険物取扱者免状の再交付を受けようとする者		1件につき <u>1,800円</u>
(略)			(略)		
12 法第17条の8第1項の消防設備士試験を受けようとする者	甲種消防設備士試験	1件につき <u>5,700円</u>	12 法第17条の8第1項の消防設備士試験を受けようとする者	甲種消防設備士試験	1件につき <u>5,000円</u>
	乙種消防設備士試験	1件につき <u>3,800円</u>		乙種消防設備士試験	1件につき <u>3,400円</u>
13 法第17条の7第1項の規定による消防設備士免状の交付を受けようとする者		1件につき <u>2,900円</u>	13 法第17条の7第1項の規定による消防設備士免状の交付を受けようとする者		1件につき <u>2,800円</u>
(略)			(略)		
15 政令第36条の6第1項の規定による消防設備士免状の再交付を受けようとする者		1件につき <u>1,900円</u>	15 政令第36条の6第1項の規定による消防設備士免状の再交付を受けようとする者		1件につき <u>1,800円</u>
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県消防法関係手数料条例別表 6 の項の規定は、この条例の施行の日以後に受験願書の受付が開始される危険物取扱者試験から適用し、同日前に受験願書の受付が開始された危険物取扱者試験については、なお従前の例による。

新潟県条例第14号

新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係） （1）～（3）（略） （4）容器検査等に係る手数料		別表（第2条関係） （1）～（3）（略） （4）容器検査等に係る手数料	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
（略）		（略）	
2 容器検査又は容器再検査を受けようとする者 （1）（略） （2）繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（（1）に掲げるものを除く。） ア～ウ（略） エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 オ（略） （3）高強度鋼容器（（1）及び（2）に掲げるものを除く。） ア 内容積30リットル以上の容器 イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 ウ・エ（略） （4）その他の容器 ア～カ（略） キ 内容積1リットル未満の容器	（略） （略） （略） （略） 1個につき <u>160円</u> （略） 1個につき、 <u>210円</u> に10リットル又はその端数を増すごとに <u>3円</u> を加算した額 1個につき <u>210円</u> （略） （略） 1個につき <u>80円</u>	（略） （略） （略） （略） 1個につき <u>180円</u> （略） （略） 1個につき、 <u>220円</u> に10リットル又はその端数を増すごとに <u>4円</u> を加算した額 1個につき <u>220円</u> （略） （略） 1個につき <u>90円</u>	

(略)	(略)
-----	-----

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第15号

新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成12年新潟県条例第15号)
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
(略)		(略)	
12 法第37条の4 第3項において 準用する法第37 条の2第1項の 許可を受けよう とする者	1件につき、 <u>1万7,000円</u> に 変更に係る充てん設備の数を 乗じた額	12 法第37条の4 第3項において 準用する法第37 条の2第1項の 許可を受けよう とする者	1件につき、 <u>1万9,000円</u> に 変更に係る充てん設備の数を 乗じた額
(略)		(略)	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第16号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第1条 新潟県国民健康保険財政安定化基金条例(平成28年新潟県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条等」という。)に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(積立額)	(基金の額)
<p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算</u>で定める。</p>	<p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>一般会計歳入歳出予算</u>で定める。</p>
(収益金の処理)	(収益金の処理)
<p>第5条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、<u>国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算</u>に計上してこの基金に編入するものとする。</p>	<p>第5条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、<u>一般会計歳入歳出予算</u>に計上してこの基金に編入するものとする。</p>
(処分)	(処分)
<p>第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、<u>国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算</u>で定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、<u>一般会計歳入歳出予算</u>で定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。</p>
(基金事業交付金の交付の要件)	
<p>第7条 <u>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。)</u>第17条第1項の条例で定める特別の事情は、<u>災害その他の事由により多数の被保険者の生活が著しい影響を受けたと知事が認める事情とする。</u></p>	
(財政安定化基金拠出金の徴収)	
<p>第8条 <u>政令第22条第1項の財政安定化基金拠出金は、政令第17条第1項の規定による基金事業交付金の交付を受けた市町村から徴収する。ただし、特別の事情によりこれにより難い場合にあつては、知事が別に定めるところにより、市町村から徴収する。</u></p>	
(延滞金)	
<p>第9条 市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき額につき年14.6パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を納付しなけれ</p>	

ばならない。ただし、特別の事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

(1) 納期限までに法第81条の2第4項に規定する財政安定化基金拠出金の納付を行わなかったとき。

(2) 納期限までに基金による貸付事業に係る貸付金の貸付けに係る償還金の納付を行わなかったとき。

第10条 (略)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 基金は、平成36年3月31日までの間、法附則第25条に規定する資金の財源に充てるため、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定めるところにより、その一部を処分することができる。

第7条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(新潟県国民健康保険広域化等支援基金条例の廃止)

第2条 新潟県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成14年新潟県条例第61号)は、廃止する。

(新潟県国民健康保険調整交付金条例の廃止)

第3条 新潟県国民健康保険調整交付金条例(平成17年新潟県条例第80号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

新潟県条例第17号

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（既存病床数及び申請病床数の補正に関する基準）</p> <p>第3条 法第7条の2第4項の規定により、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第7条の2第3項の規定による命令若しくは法第30条の12第1項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による要請（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が、0.05以下であるときは零とする。）を乗じて得た数を既存の病床の数</p>	<p>（既存病床数及び申請病床数の補正に関する基準）</p> <p>第3条 法第7条の2第4項の規定により、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、知事が当該申請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が、0.05以下であるときは零とする。）を乗じ</p>

<p>及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>(2) 放射線治療病室の病床については、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 前項第 1 号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第 2 号の放射線治療病室の病床の数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日前又は命令等をしようとする日前の直近の 9 月30日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日前又は当該命令等をしようとする日前の直近の 9 月30日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。</p> <p>3 当該申請に係る病床数についての第 1 項第 1 号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第 2 号の放射線治療病室の病床の数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。</p>	<p>て得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>(2) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 前項第 1 号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第 2 号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日前の直近の 9 月30日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日前の直近の 9 月30日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。</p> <p>3 当該申請に係る病床数についての第 1 項第 1 号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第 2 号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。</p>
---	---

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第18号

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例（平成22年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第19号

新潟県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（第3条―第7条）

第3章 雑則（第8条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

第2章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第3条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、次条から第7条までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

（施設）

第4条 介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）に設けなければならない基準省令第5条第1項各号に掲げる施設は、入所者へのサービスの向上及び従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して施設を整備するよう努めなければならない。

2 介護医療院（ユニット型介護医療院に限る。）に設けなければならない基準省令第45条第1項各号に掲げる施設は、入居者へのサービスの向上及び従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して施設を整備するよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第5条 介護医療院は、当該介護医療院の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第6条 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する基準省令第42条第2項各号（ユニット型介護医療院にあつては、基準省令第54条において読み替えて準用する基準省令第42条第2項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第7条 介護医療院は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念ののっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第3章 雑則

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第20号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県介護保険法関係手数料条例の一部改正)

第1条 新潟県介護保険法関係手数料条例(平成10年新潟県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項(以下この条において「移動別表項」という。)を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
(手数料の納入方法)			(手数料の納入方法)		
<p>第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表1の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表21の項に規定する手数料並びに第2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第2条の3第1項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあつては、この限りでない。</p>			<p>第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表1の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表18の項に規定する手数料並びに第2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第2条の3第1項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあつては、この限りでない。</p>		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
手数料を納めなければならない者	名称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名称	手数料の額
(略)			(略)		
7 法第70条の2第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者(19の項第2号に規定する場合に係る指定を併せて受けようとする者を除く。)	(略)	(略)	7 法第70条の2第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者(16の項第2号に規定する場合に係る指定を併せて受けようとする者を除く。)	(略)	(略)
(略)			(略)		
13 (略)			13 (略)		
14 法第107条第1項の規定により介護医療院の開設の許可を受けようとする者	介護医療院開設許可手数料	1件につき 62,200円			
15 法第107条第2項の規定により介護医療院の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)を受けよう	介護医療院変更許可手数料	1件につき 32,600円			

とする者					
16	法第108条第1項の規定により介護医療院の開設の許可の更新を受けようとする者（前項に規定する変更の許可を併せて受けようとする者を除く。）	介護医療院開設許可更新手数料	1件につき	10,300円	
17	(略)		14 (略)		
18	(略)		15 (略)		
19	(略)		16 (略)		
20	(略)		17 (略)		
21	法第115条の35第2項の規定により介護サービス情報（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 又は指定介護療養型医療施設において介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、 <u>介護医療院サービス</u> 又は介護療養施設サービスと一体的に提供される規則で定めるものを除く。）を公表される者	(略)	(略)	18	法第115条の35第2項の規定により介護サービス情報（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設において介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスと一体的に提供される規則で定めるものを除く。）を公表される者
22	(略)		19 (略)		
23	(略)		20 (略)		
備考			備考		
21の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を1件の公表とみなす。			18の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を1件の公表とみなす。		

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この条において「移動後別表細目号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この条において「移動別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下この条において「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下この条

において「改正後部分」という。)に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)~(4) (略)		(1)~(4) (略)	
(5) 福祉保健部関係		(5) 福祉保健部関係	
事務	市町村	事務	市町村
(略)		(略)	
2 介護保険法(以下この項において「法」という。)並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第22号)及び新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第19号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)	2 介護保険法(以下この項において「法」という。)並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第22号)及び新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第19号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)
(1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問(居宅サービス又は介護予防サービスに関するもの)に限り、次に掲げるものを除く。次号及び第33号において同じ。		(1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問(居宅サービス又は介護予防サービスに関するもの)に限り、次に掲げるものを除く。次号及び第31号において同じ。	
ア 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護(特別養護老人ホーム(老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいい、法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。)であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。)、病院、診療所、法第8条第28項に規定する介護老人保健施設、同条第29項に規定する介護医療院若しくは同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽		ア 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護(特別養護老人ホーム(老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいい、法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。)であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。)、病院、診療所、法第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽	

費老人ホームをいう。以下この項において同じ。)を除く。) (以下この項において「特別養護老人ホーム等」と総称する。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおいて行われるものに限る。)に関するもの

イ～カ (略)

(2) (略)

(3) 法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定(第1号アからウまでに掲げるものを除く。第9号から第18号までにおいて同じ。)

(4)～(7) (略)

(8) 法第72条の2第1項ただし書の規定による申出の受理(第1号アに掲げるものを除く。)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) 法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(第1号エからカまでに掲げるものを除く。第22号から第32号までにおいて同じ。)

(21) 法第115条の2の2第1項ただし書の規定による申出の受理(第1号エに掲げるものを除く。)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) (略)

(33) (略)

おいて同じ。)を除く。) (以下この項において「特別養護老人ホーム等」と総称する。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおいて行われるものに限る。)に関するもの

イ～カ (略)

(2) (略)

(3) 法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定(第1号アからウまでに掲げるものを除く。第8号から第18号までにおいて同じ。)

(4)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) 法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(第1号エからカまでに掲げるものを除く。次号から第30号までにおいて同じ。)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(略) (6)～(9) (略)	(略) (6)～(9) (略)
--------------------	--------------------

(新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、<u>法第115条の2の2第1項各号</u>並びに法第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法並びに指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第20条 基準省令第132条第3項（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第153条第3項、<u>共生型介護予防短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第165条第1号</u>、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第183条第1項）に規定する設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び介護予防短期入所生活介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第21条 指定介護予防短期入所生活介護事業者、<u>共生型介護予防短期入所生活介護事業者</u>及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者（次条及び第23条において「指定介護予防短期入所生活介護事業者等」という。）は、指定介護予防短期入所生活介護事業所、<u>共生型介護予防短期入所生活介護事業所</u>又は基準該当介護予防短期入所生活介護事業所（第24条において「指定介護予防短期入所生活介護事業所等」という。）の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに法第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法並びに指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第20条 基準省令第132条第3項（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第153条第3項、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第183条第1項）に規定する設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び介護予防短期入所生活介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第21条 指定介護予防短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者（次条及び第23条において「指定介護予防短期入所生活介護事業者等」という。）は、指定介護予防短期入所生活介護事業所又は基準該当介護予防短期入所生活介護事業所（第24条において「指定介護予防短期入所生活介護事業所等」という。）の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>

<p>(記録の整備)</p> <p>第22条 指定介護予防短期入所生活介護事業者等は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護、<u>共生型介護予防短期入所生活介護</u>又は基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に関する基準省令第141条第2項各号(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第159条において読み替えて準用する基準省令第141条第2項各号、<u>共生型介護予防短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第166条において読み替えて準用する基準省令第141条第2項各号</u>、基準該当介護予防短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第185条において読み替えて準用する基準省令第141条第2項各号)に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第22条 指定介護予防短期入所生活介護事業者等は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に関する基準省令第141条第2項各号(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第159条において読み替えて準用する基準省令第141条第2項各号、基準該当介護予防短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第185条において読み替えて準用する基準省令第141条第2項各号)に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
--	--

(新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号、法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、<u>法第72条の2第1項各号</u>並びに法第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定居宅サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第5条 指定訪問介護、<u>共生型訪問介護</u>又は基準該当訪問介護(次条において「指定訪問介護等」という。)の提供に必要な設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び訪問介護員等の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第6条 指定訪問介護事業者、<u>共生型訪問介護事業者</u>及び基準該当訪問介護事業者(次条において「指定訪問介護事業者等」という。)は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する基準省令第39条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号、法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)並びに法第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定居宅サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第5条 指定訪問介護又は基準該当訪問介護(次条において「指定訪問介護等」という。)の提供に必要な設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び訪問介護員等の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第6条 指定訪問介護事業者及び基準該当訪問介護事業者(次条において「指定訪問介護事業者等」という。)は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する基準省令第39条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>

(通所介護計画の変更)

第22条 指定通所介護事業所、共生型通所介護事業所又は基準該当通所介護事業所(次条において「指定通所介護事業所等」という。)の管理者は、通所介護計画の作成後、当該通所介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行うものとする。

2 (略)

(非常災害対策)

第23条 指定通所介護事業者、共生型通所介護事業者及び基準該当通所介護事業者(次条及び第25条において「指定通所介護事業者等」という。)は、指定通所介護事業所等の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第24条 指定通所介護事業者等は、利用者に対する指定通所介護、共生型通所介護又は基準該当通所介護の提供に関する基準省令第104条の3第2項各号(共生型通所介護事業者にあつては、基準省令第105条の3において読み替えて準用する基準省令第104条の3第2項各号)に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(設備及び備品等)

第31条 基準省令第124条第3項(ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第140条の4第3項、共生型短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第140条の14第1号、基準該当短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第140条の30第1項)に規定する設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び短期入所生活介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第32条 指定短期入所生活介護事業者、共生型短期入所生活介護事業者及び基準該当短期入所生活介護事業者(第34条及び第35条において「指定短期入所生活介護事業者等」という。)は、指定短期入所生活介護事業所、共生型短期入所生活介護事業所又は基準該当短期入所生活介護事業所(次条において「指定短期入所生活介護事業所等」という。)

(通所介護計画の変更)

第22条 指定通所介護事業所又は基準該当通所介護事業所(次条において「指定通所介護事業所等」という。)の管理者は、通所介護計画の作成後、当該通所介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行うものとする。

2 (略)

(非常災害対策)

第23条 指定通所介護事業者及び基準該当通所介護事業者(次条及び第25条において「指定通所介護事業者等」という。)は、指定通所介護事業所等の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第24条 指定通所介護事業者等は、利用者に対する指定通所介護又は基準該当通所介護の提供に関する基準省令第104条の3第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(設備及び備品等)

第31条 基準省令第124条第3項(ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第140条の4第3項、基準該当短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第140条の30第1項)に規定する設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び短期入所生活介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第32条 指定短期入所生活介護事業者及び基準該当短期入所生活介護事業者(第34条及び第35条において「指定短期入所生活介護事業者等」という。)は、指定短期入所生活介護事業所又は基準該当短期入所生活介護事業所(次条において「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、

<p>の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 指定短期入所生活介護事業者等は、利用者に対する指定短期入所生活介護、<u>共生型短期入所生活介護</u>又は基準該当短期入所生活介護の提供に関する基準省令第139条の2第2項各号(ユニット型指定短期入所生活介護事業者にあつては<u>基準省令第140条の13</u>において読み替えて準用する基準省令第139条の2第2項各号、<u>共生型短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第140条の15</u>において読み替えて準用する基準省令第139条の2第2項各号)に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 指定短期入所生活介護事業者等は、利用者に対する指定短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の提供に関する基準省令第139条の2第2項各号(ユニット型指定短期入所生活介護事業者にあつては、<u>基準省令第140条の13</u>において読み替えて準用する基準省令第139条の2第2項各号)に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
---	--

(新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。)、<u>法第41条の2第1項各号並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス、<u>共生型障害福祉サービス</u>及び基準該当障害福祉サービスの事業(以下「指定障害福祉サービスの事業等」という。)の人員、設備及び運営並びに指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(健康管理)</p> <p>第6条 指定障害福祉サービス事業者(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)、<u>共生型障害福祉サービス事業者(生活介護、短期入所又は自立訓練に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)</u>、基準該当障害福祉サービス事業者(基準該当障害福祉サービスの事業を行う者をいう。以下同じ。)(就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。))及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、常に利用者の健康の状況に注意す</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。)並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業(以下「指定障害福祉サービスの事業等」という。)の人員、設備及び運営並びに指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第6条 指定障害福祉サービス事業者(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)、基準該当障害福祉サービス事業者(基準該当障害福祉サービスの事業を行う者をいう。以下同じ。)(就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。))及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康診断を受けることの勧奨その他の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>

るとともに、健康診断を受けることの勧奨その他の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第7条 指定障害福祉サービス事業者、共生型障害福祉サービス事業者、基準該当障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス、共生型障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)・(2) (略)

(非常災害対策)

第8条 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援又は自立生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業のみを行う者を除く。）、共生型障害福祉サービス事業者（居宅介護又は重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービスの事業のみを行う者を除く。）、基準該当障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該指定障害福祉サービス、共生型障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

(暴力団等の排除)

第9条 指定障害福祉サービス事業者、共生型障害福祉サービス事業者、基準該当障害福祉サービス事業者及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(運営規程)

第7条 指定障害福祉サービス事業者、基準該当障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)・(2) (略)

(非常災害対策)

第8条 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援又は自立生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業のみを行う者を除く。）、基準該当障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

(暴力団等の排除)

第9条 指定障害福祉サービス事業者、基準該当障害福祉サービス事業者及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例

第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)、<u>法第21条の5の17第1項各号並びに法第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援、共生型通所支援及び基準該当通所支援の事業(以下「指定通所支援の事業等」という。)の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第5条 <u>指定障害児通所支援事業者等、共生型障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援事業者</u>(基準該当通所支援の事業を行う者をいう。以下同じ。)は、指定通所支援、<u>共生型障害児通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第6条 <u>指定障害児通所支援事業者等(指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者を除く。)、共生型障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定通所支援、共生型障害児通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。</u></p> <p>(暴力団等の排除)</p> <p>第7条 <u>指定障害児通所支援事業者等、共生型障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)並びに<u>法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援及び基準該当通所支援の事業(以下「指定通所支援の事業等」という。)の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第5条 指定障害児通所支援事業者等及び基準該当通所支援事業者(基準該当通所支援の事業を行う者をいう。以下同じ。)は、指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第6条 指定障害児通所支援事業者等(指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者を除く。)及び基準該当通所支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。</p> <p>(暴力団等の排除)</p> <p>第7条 指定障害児通所支援事業者等及び基準該当通所支援事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
 - 2 この条例並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年新潟県条例第21号。以下「医療介護総合確保法整理条例」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年新潟県条例第25号。以下「障害者総合支援法及び児童福祉法整理条例」という。）に同一の条例の規定についての改正がある場合において、当該改正が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、医療介護総合確保法整理条例及び障害者総合支援法及び児童福祉法整理条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。
-

新潟県条例第21号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県介護保険法関係手数料条例の一部改正)

第 1 条 新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下この条において「移動別表項」という。）を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
(手数料の納入方法)			(手数料の納入方法)		
<p>第 4 条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表 1 の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表18の項に規定する手数料並びに第 2 条の 2 第 1 項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第 2 条の 3 第 1 項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあつては、この限りでない。</p>			<p>第 4 条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表 1 の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表20の項に規定する手数料並びに第 2 条の 2 第 1 項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第 2 条の 3 第 1 項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあつては、この限りでない。</p>		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
7 法第70条の 2 第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者（ <u>16の項第 2 号</u> に規定する場合に係る指定を併せて受けようとする者を除く。）	(略)	(略)	7 法第70条の 2 第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者（ <u>18の項第 2 号</u> に規定する場合に係る指定を併せて受けようとする者を除く。）	(略)	(略)
(略)			(略)		
			9 法第79条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者	指定居宅介護支援事業者指定手数料	1 件につき 24,700円
			10 法第79条の 2 第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定の更新を受けようとする者	指定居宅介護支援事業者指定更新手数料	1 件につき 8,700円
<u>9</u> (略)			<u>11</u> (略)		
<u>10</u> (略)			<u>12</u> (略)		
<u>11</u> (略)			<u>13</u> (略)		

<u>12</u> (略)	<u>14</u> (略)
<u>13</u> (略)	<u>15</u> (略)
<u>14</u> (略)	<u>16</u> (略)
<u>15</u> (略)	<u>17</u> (略)
<u>16</u> (略)	<u>18</u> (略)
<u>17</u> (略)	<u>19</u> (略)
<u>18</u> (略)	<u>20</u> (略)
<u>19</u> (略)	<u>21</u> (略)
<u>20</u> (略)	<u>22</u> (略)
備考 18の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を1件の公表とみなす。	備考 20の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を1件の公表とみなす。

(新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の廃止)

第2条 新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第22号

新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業の実施の制限その他の措置を講ずることにより、住宅宿泊事業の適正な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(適用除外)

第3条 この条例の規定は、新潟市の区域においては、適用しない。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第4条 法第18条の規定により住宅宿泊事業（住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において営むものに限る。以下この条において同じ。）の実施を制限する区域及び当該区域において住宅宿泊事業を実施してはならない期間は、別表のとおりとする。

(周辺住民に対する説明)

第5条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、あらかじめ、住宅宿泊事業を営もうとする住宅の周辺地域の住民に対し、次に掲げる事項について説明するよう努めなければならない。

- (1) 住宅宿泊事業を営もうとする者の商号、名称又は氏名及び連絡先
- (2) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の所在地
- (3) 住宅宿泊事業を開始しようとする日
- (4) 法第9条第1項（法第36条において準用する場合を含む。）の規定による宿泊者に対する説明の内容
- (5) 住宅宿泊管理業務の委託をする場合においては、住宅宿泊管理者の商号、名称又は氏名及び連絡先（届出住宅の公表）

第6条 知事は、届出住宅に関する次に掲げる事項（第3号及び第4号に掲げる事項にあつては、住宅宿泊管理業務の委託をしている場合に限る。）を公表するものとする。

- (1) 届出住宅において営む住宅宿泊事業の届出番号及び届出年月日
- (2) 所在地
- (3) 住宅宿泊管理者の商号、名称又は氏名及び登録番号
- (4) 届出住宅が第4条に規定する区域に所在する場合にあつては、その旨

附 則

この条例は、平成30年 6 月15日から施行する。

別表（第4条関係）

区 域	期 間
住宅宿泊事業による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）の敷地の周囲100メートルの区域	左欄に規定する学校において授業が行われる日

新潟県条例第23号

新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第68号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条の9第3項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営並びに指定障害児入所施設の指定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(指定障害児入所施設の指定に関する基準)

第3条 法第24条の9第3項(法第24条の10第4項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。)において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、基準省令(基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定めるところによるものとする。

(運営規程)

第5条 指定障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 秘密保持等に関する事項
- (2) 苦情解決に関する事項

(非常災害対策)

第6条 指定障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該指定障害児入所施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

(暴力団等の排除)

第7条 指定障害児入所施設は、その運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第24号

新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営並びに指定障害者支援施設の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害者支援施設の指定に関する基準）

第3条 法第38条第3項（法第39条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第8条までに定めるもののほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（設備）

第5条 指定障害者支援施設に設けなければならない訓練・作業室の利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とする。

（運営規程）

第6条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 秘密保持等に関する事項

(2) 苦情解決に関する事項

（非常災害対策）

第7条 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該指定障害者支援施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

（暴力団等の排除）

第8条 指定障害者支援施設は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(非常災害対策) 第8条 指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、 <u>重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者</u> 等包括支援、就労定着支援又は自立生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業のみを行う者を除く。)、基準該当障害福祉サービス事業者(就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。	(非常災害対策) 第8条 指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、 <u>重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者</u> 等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業のみを行う者を除く。)、基準該当障害福祉サービス事業者(就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

(新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、 <u>法第21条の5の15第3項第1号</u> (法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)並びに法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。 (指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準) 第3条 <u>法第21条の5の15第3項第1号</u> (法第21条の5の16第4項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請について	(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、 <u>法第21条の5の15第2項第1号</u> (法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)並びに法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。 (指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準) 第3条 <u>法第21条の5の15第2項第1号</u> (法第21条の5の16第4項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請について

は、この限りでない。

(非常災害対策)

第6条 指定障害児通所支援事業者等(指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者を除く。)及び基準該当通所支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

は、この限りでない。

(非常災害対策)

第6条 指定障害児通所支援事業者等(指定保育所等訪問支援事業者を除く。)及び基準該当通所支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第26号

新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（旅館業者等の責務）</p> <p>第26条 <u>旅館業、住宅宿泊事業若しくは住宅宿泊管理業を営む者又はアパート、貸家、貸間若しくは下宿を業として営む者は、当該施設において、第21条各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、若しくは青少年が当該行為をし、若しくはこれらの疑いがあり、又は当該施設を使用する青少年に家出の疑いがあると認めるときは、速やかに警察署等関係機関に届け出、又は保護者に通知するよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置）</p> <p>第26条の3 <u>保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、次の各号のいずれかに該当することその他規則で定める事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）を携帯電話インターネット接続役員提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役員提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、</u></p>	<p style="text-align: center;">（旅館業者等の責務）</p> <p>第26条 <u>旅館業を営む者又はアパート、貸家、貸間若しくは下宿を業として営む者は、当該施設において、第21条各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、若しくは青少年が当該行為をし、若しくはこれらの疑いがあり、又は当該施設を使用する青少年に家出の疑いがあると認めるときは、速やかに警察署等関係機関に届け出、又は保護者に通知するよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置）</p> <p>第26条の3 <u>保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役員（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役員をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。以下同じ。）の当事者となる場合又は携帯電話端末若しくはPHS端末をその青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役員提供を受ける契約を自ら締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、次の各号のいずれかに該当することその他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役員提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役員提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>

保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を行うことその他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条各号に掲げる事項を説明するときは、併せて、携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）からのインターネットの利用を不適切に行うことによりその青少年が犯罪を犯し、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあることを説明するとともに、これらの内容を記載した説明書を交付しなければならない。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、第1項の書面の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を、第2項の書面の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の販売をすることができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該携帯電話インターネット接続役務若しくは当該特定携帯電話端末等に係る携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約が終了する日又はこれらの携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。

5 知事は、前各項の規定の施行に必要な限度において、保護者又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、これらの規定による措置の実施状況その他必要な事項について、報告を求めることができる。

6 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第3項若しくは第4項の規定に違反していると認めるとき又は前項の規定による報告をしなかつたときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

7 (略)

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の申出を受けたときは、当該保護者又はその青少年に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることによりその青少年が青少年有害情報の閲覧をする機会が生ずることその他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、第1項の書面の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約が終了する日又は当該携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保存しなければならない。

4 知事は、前3項の規定の施行に必要な限度において、保護者又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、これらの規定による措置の実施状況その他必要な事項について、報告を求めることができる。

5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が第2項若しくは第3項の規定に違反していると認めるとき又は前項の規定による報告をしなかつたときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

6 (略)

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第26条の改正は、同年 6 月15日から施行する。

新潟県条例第27号

新潟県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

新潟県安心子ども基金条例（平成21年新潟県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
2 この条例は、 <u>平成33年 6 月30日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成30年 6 月30日</u> 限り、その効力を失う。
3 (略)	3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第28号

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（自動車取得税の課税免除等）</p> <p>第 8 条 電気自動車ですべて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第 7 条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の 2 第 2 項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が<u>平成31年 3 月31日</u>までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の 2 第 2 項第 3 号に規定するものに限る。）ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の 2 第 2 項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年 3 月31日</u>までに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の 2 の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の 2 の 2 第 1 項に定める率に 2 分の 1 を乗じて得た率とする。</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の課税免除等）</p> <p>第 9 条 電気自動車ですべて平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税を課さない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例は、<u>平成31年 3 月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p style="text-align: center;">（自動車取得税の課税免除等）</p> <p>第 8 条 電気自動車ですべて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第 7 条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の 2 第 2 項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が<u>平成30年 3 月31日</u>までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の 2 第 2 項第 3 号に規定するものに限る。）ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の 2 第 2 項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成30年 3 月31日</u>までに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の 2 の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の 2 の 2 第 1 項に定める率に 2 分の 1 を乗じて得た率とする。</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の課税免除等）</p> <p>第 9 条 電気自動車ですべて平成26年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税を課さない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例は、<u>平成30年 3 月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第29号

新潟県産業振興貸付基金条例及び新潟県産業振興基金条例の一部を改正する条例
(新潟県産業振興貸付基金条例の一部改正)

第1条 新潟県産業振興貸付基金条例(昭和57年新潟県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(基金の積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、電源立地地域対策交付金交付規則(平成28年文部科学省・<u>経済産業省告示第2号</u>)第3条の規定により交付される交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (処分の特例)</p> <p>2 <u>基金は、当分の間、第6条に規定する事業のほか、企業誘致の促進、産業の振興及び福祉の向上を図るため特に必要と認められる事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すことができる。</u></p>	<p>(基金の積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、電源立地地域対策交付金交付規則(平成16年文部科学省・<u>経済産業省告示第2号</u>)第3条の規定により交付される交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

(新潟県産業振興基金条例の一部改正)

第2条 新潟県産業振興基金条例(昭和56年新潟県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 企業誘致の促進、産業の振興及び福祉の向上を図るため、電源立地地域対策交付金交付規則(平成28年文部科学省・<u>経済産業省告示第2号</u>)第3条の規定により交付される交付金等を財源として、新潟県産業振興基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 企業誘致の促進、産業の振興及び福祉の向上を図るため、電源立地地域対策交付金交付規則(平成16年文部科学省・<u>経済産業省告示第2号</u>)第3条の規定により交付される交付金等を財源として、新潟県産業振興基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第30号

新潟県主要農作物種子条例

(目的)

第1条 この条例は、主要農作物の種子の生産について計画の策定、審査その他の措置を行うことにより、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 主要農作物 稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。

(2) ほ場審査 知事が、種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいう。

(3) 生産物審査 知事が、種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。

(種子計画)

第3条 知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の安定的な生産に関する計画（以下「種子計画」という。）を策定するものとする。

2 種子計画の策定に当たっては、本県の主要農作物の種子の需給の見通し及び市場における本県の主要農作物の需給の動向を考慮するものとする。

3 知事は、種子計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(指定種子生産団体の指定)

第4条 知事は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を指定種子生産団体として指定することができる。

2 前項の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 指定種子生産団体は、その名称その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

(指定種子生産団体の業務)

第5条 指定種子生産団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 本県の年間の種類別及び品種別の主要農作物の種子の需給の見通しを把握し、知事に報告すること。

(2) 種子計画に基づく種子の生産及び供給を行うこと。

(3) 種子に係る残量処理、事故処理及び災害補償を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

第6条 知事は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定種子生産団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 知事は、指定種子生産団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定種子生産団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、指定種子生産団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(指定種子生産団体への情報の提供等)

第7条 知事は、指定種子生産団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うものとする。

(指定種子生産ほ場の指定)

第8条 知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を種子計画に基づき指定種子生産ほ場として指定することができる。

2 その経営するほ場について前項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(審査)

第9条 指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場についてほ場審査を受けなければならない。

2 指定種子生産者は、第4項の規定によりほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

3 ほ場審査及び生産物審査（以下この条において「審査」という。）は、指定種子生産者の請求によって行う。

- 4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員に審査をさせ、その結果を当該指定種子生産者に対し通知するものとする。
- 5 審査の基準及び方法は、知事が定める。
- 6 第4項の規定により、審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定種子生産者への情報の提供等)

第10条 知事は、指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び調製に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うものとする。

(原種及び原原種の生産)

第11条 知事は、主要農作物の原種及び原原種の設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原原種の生産を行うものとする。

- 2 知事は、知事以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。
- 3 第8条第2項の規定は前項の指定について、前2条の規定は同項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

(優良な品種を選定するための調査)

第12条 知事は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種を選定するための調査を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に知事により定められている計画であつて、種子計画と同等の内容を有すると認められるものは、種子計画とみなす。

新潟県条例第31号

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部を改正する条例

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例(昭和31年新潟県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 手数料の額は、<u>農業保険法施行規則(平成29年農林水産省令第63号)第117条第1項の診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める1点の価額に乗じて得た金額</u>の範囲内で、知事が別に定める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2条 手数料の額は、<u>農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号)第33条第1項及び第34条の3第1項の規定により農林水産大臣が定める額の範囲内で、知事が別に定める。</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第32号

新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和45年新潟県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第 1 項の規定による分担金並びに法第91条の 2 第 1 項及び第 6 項の規定による特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第 2 条 県は、県営土地改良事業（法第87条の 2 第 1 項の規定により県が行う同項第 1 号に掲げる事業、<u>法第87条の 3 第 1 項の規定により県が行う土地改良事業及び法第91条第 5 項に規定する都道府県営市町村特別申請事業を除く。</u>）を施行する場合には、その施行に係る各年度において、当該事業の施行に要する費用の一部につき、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有するものから、分担金を徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別徴収金の徴収等)</p> <p>第 5 条 県は、<u>県営土地改良事業（法第87条の 2 第 1 項の規定により県が行う同項第 1 号に掲げる事業、法第87条の 3 第 1 項、第87条の 4 第 1 項又は第87条の 5 第 1 項の規定により県が行う土地改良事業及び法第91条第 5 項に規定する都道府県営市町村特別申請事業を除く。）</u>の施行に係る地域内にある土地につき第 2 条第 1 項に規定する者が、当該事業の工事の完了につき法第113条の 3 第 3 項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過する日までの間に、当該土地の全部若しくは一部を当該事業の計画において予定した用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地の全部若しくは一部を自ら目的</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第 1 項の規定による分担金及び法第91条の 2 第 1 項の規定による特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第 2 条 県は、県営土地改良事業（法第87条の 2 第 1 項の規定により県が行う同項第 1 号に掲げる事業及び法第91条第 5 項に規定する都道府県営市町村特別申請事業を除く。以下「事業」という。）を施行する場合には、その施行に係る各年度において、当該事業の施行に要する費用の一部につき、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有するものから、分担金を徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別徴収金の徴収等)</p> <p>第 5 条 県は、<u>事業であつて知事が別に定めるもの</u>の施行に係る地域内にある土地につき第 2 条第 1 項に規定する者が、当該事業の工事の完了につき法第113条の 3 第 3 項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過する日までの間に、当該土地の全部若しくは一部を当該事業の計画において予定した用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地の全部若しくは一部を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p>

外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 県は、法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定により当該事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

3 第1項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。

4 第1項及び第2項の特別徴収金の額は、当該事業に要した費用の額にその徴収に係る土地の面積を当該事業の施行に係る地域内にある土地の面積で除して得た数値（以下この項において「目的外用途の割合」という。）を乗じて得た額から、当該事業につき第2条第1項から第3項まで又は法第91条第6項の規定により県が徴収した分担金又は負担金の額に目的外用途の割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

5 知事は、第1項及び第2項の特別徴収金の徴収に係る土地の面積が知事の定める面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認した場合は、これらの項の特別徴収金の全部若しくは一部又は第3項において準用する第2条第2項の規定により徴収する金銭の全部若しくは一部を免除することができる。

2 前項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。

3 第1項の特別徴収金の額は、当該事業に要した費用の額にその徴収に係る土地の面積を当該事業の施行に係る地域内にある土地の面積で除して得た数値（以下この項において「目的外用途の割合」という。）を乗じて得た額から、当該事業につき第2条第1項から第3項まで又は法第91条第6項の規定により県が徴収した分担金又は負担金の額に目的外用途の割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

4 知事は、第1項の特別徴収金の徴収に係る土地の面積が知事の定める面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認した場合は、同項の特別徴収金の全部若しくは一部又は第2項において準用する第2条第2項の規定により徴収する金銭の全部若しくは一部を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第33号

新潟県特別会計条例の一部を改正する条例

新潟県特別会計条例（昭和41年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)～(5) (略) <u>(6)</u> 新潟県用地先行取得事業特別会計 <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略)	地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)～(5) (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第34号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(新潟県建築基準条例の一部改正)

第1条 新潟県建築基準条例(昭和47年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(日影による中高層の建築物の高さの制限) 第9条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、法別表第4(い)欄に掲げる地域のうち次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。		(日影による中高層の建築物の高さの制限) 第9条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、法別表第4(い)欄に掲げる地域のうち次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。	
対象区域	法別表第4(に)欄の号	対象区域	法別表第4(に)欄の号
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域の全区域	(略)	第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の全区域	(略)
(略)		(略)	
第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村(以下「特定市町村」という。))を除く。)が処理することとする。 (1)～(20) (略) (21) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> (法第87条第2項及び第3項(これらの規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。))並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付 (22)～(57) (略) 2 (略)		第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村(以下「特定市町村」という。))を除く。)が処理することとする。 (1)～(20) (略) (21) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書 <u>又は第13項ただし書</u> (法第87条第2項及び第3項(これらの規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。))並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付 (22)～(57) (略) 2 (略)	
別表(第28条関係)		別表(第28条関係)	
手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料を納めなければならない者	手数料の額
1～6 (略)	(略)	1～6 (略)	(略)
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書	1件につき200,000円 (<u>法第48条第15項ただし書</u> の規定により同項	7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書	1件につき200,000円 (<u>法第48条第14項ただし書</u> の規定により同項

書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> （法第87条第2項及び第3項（これらの規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築等の許可の申請をしようとする者	本文の規定が適用されない許可に係る申請にあつては、105,000円)	書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>又は第13項ただし書</u> （法第87条第2項及び第3項（これらの規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築等の許可の申請をしようとする者	本文の規定が適用されない許可に係る申請にあつては、105,000円)
8・9 (略)	(略)	8・9 (略)	(略)
10 法第53条第4項の規定により建築物の <u>建蔽率</u> に関する特例の許可の申請をしようとする者	(略)	10 法第53条第4項の規定により建築物の <u>建ぺい率</u> に関する特例の許可の申請をしようとする者	(略)
11 法第53条第5項第3号の規定により建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請をしようとする者	(略)	11 法第53条第5項第3号の規定により建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請をしようとする者	(略)
12～16の4 (略)	(略)	12～16の4 (略)	(略)
17 法第59条第1項第3号の規定により建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者	(略)	17 法第59条第1項第3号の規定により建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者	(略)
18・19 (略)	(略)	18・19 (略)	(略)
20 法第60条の2第1項第3号の規定により建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者	(略)	20 法第60条の2第1項第3号の規定により建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者	(略)
20の2～21の3 (略)	(略)	20の2～21の3 (略)	(略)
22 法第68条の3第1	(略)	22 法第68条の3第1	(略)

項の規定により建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者、同条第2項の規定により建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者又は同条第3項の規定により建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者 23～26 (略) (略)	項の規定により建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者、同条第2項の規定により建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者又は同条第3項の規定により建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者 23～26 (略) (略)
27 法第68条の5の6第1項の規定により建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請をしようとする者 28～37 (略) (略)	27 法第68条の5の6第1項の規定により建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請をしようとする者 28～37 (略) (略)
38 法第86条の6第2項の規定により建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者 39～40 (略) (略)	38 法第86条の6第2項の規定により建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者 39～40 (略) (略)

(新潟県自然環境保全条例の一部改正)

第2条 新潟県自然環境保全条例(昭和48年新潟県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(緑地環境保全地域の指定) 第21条 (略) 2 次の各号に掲げる区域は、緑地環境保全地域に含まれないものとする。 (1) (略) (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号) <u>第9条第21項</u> に規定する風致地区(以下「風致地区」という。)の区域 3 (略)	(緑地環境保全地域の指定) 第21条 (略) 2 次の各号に掲げる区域は、緑地環境保全地域に含まれないものとする。 (1) (略) (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号) <u>第9条第20項</u> に規定する風致地区(以下「風致地区」という。)の区域 3 (略)

(建築士法の特例等に関する条例の一部改正)

第3条 建築士法の特例等に関する条例(昭和59年新潟県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前

<p>(延べ面積の特例)</p> <p>第2条 法第3条の3第2項の規定において準用する法第3条の2第3項の規定に基づき、法第3条の3第1項の延べ面積の特例を次のように定める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 域</th> <th style="width: 50%;">延 べ 面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第21号に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、<u>田園住居地域</u>、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、防火地域又は準防火地域</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	延 べ 面 積	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第21号に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 <u>田園住居地域</u> 、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、防火地域又は準防火地域	(略)	<p>(延べ面積の特例)</p> <p>第2条 法第3条の3第2項の規定において準用する法第3条の2第3項の規定に基づき、法第3条の3第1項の延べ面積の特例を次のように定める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 域</th> <th style="width: 50%;">延 べ 面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第21号に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、防火地域又は準防火地域</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	延 べ 面 積	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第21号に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、防火地域又は準防火地域	(略)
区 域	延 べ 面 積								
建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第21号に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 <u>田園住居地域</u> 、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、防火地域又は準防火地域	(略)								
区 域	延 べ 面 積								
建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第21号に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、防火地域又は準防火地域	(略)								

(新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年新潟県条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(風俗営業の制限地域)</p> <p>第3条 法第4条第2項第2号に規定する風俗営業(法第2条第1項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。)に係る営業所の設置を制限する地域は、次のとおりとする。ただし、周辺の環境を勘案して新潟県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定める地域は、この限りでない。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、<u>第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域</u>(以下「住居専用地域」という。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(風俗営業の制限地域)</p> <p>第3条 法第4条第2項第2号に規定する風俗営業(法第2条第1項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。)に係る営業所の設置を制限する地域は、次のとおりとする。ただし、周辺の環境を勘案して新潟県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定める地域は、この限りでない。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び<u>第2種中高層住居専用地域</u>(以下「住居専用地域」という。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県屋外広告物条例の一部改正)

第5条 新潟県屋外広告物条例(平成7年新潟県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(禁止地域等)</p> <p>第7条 次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域等」という。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた<u>第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、</u></p>	<p>(禁止地域等)</p> <p>第7条 次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域等」という。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた<u>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、</u>景観地区又は風</p>

景観地区又は風致地区（知事が指定する区域を除く。） (2)～(6) (略)	致地区（知事が指定する区域を除く。） (2)～(6) (略)
--	-----------------------------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第35号

建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例

建築士法の特例等に関する条例（昭和59年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
3 法第13条の規定による2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者	2級建築士試験又は木造建築士試験手数料	1件につき <u>17,700円</u>	3 法第13条の規定による2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者	2級建築士試験又は木造建築士試験手数料	1件につき <u>16,900円</u>
(略)			(略)		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第36号

新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、新潟県議会議員（以下「県議会議員」という。）の選挙における候補者（以下「候補者」という。）の政見等を選挙人に知らせるための選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第2条 新潟県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は、県議会議員の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）において、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、1回発行しなければならない。

2 選挙公報は、選挙区ごとに、発行しなければならない。

3 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。

4 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、県委員会が定める。

(掲載文の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示があった日に、県委員会に、文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならない。

(選挙公報の発行手続)

第4条 県委員会は、前条第1項の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、県委員会がくじで定める。

3 前条第1項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第5条 選挙公報は、県委員会の定めるところにより、市町村（新潟市にあっては、区）の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）が、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに、配布するものとする。

2 市町村委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、県委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村委員会は、市役所、区役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第6条 法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(申請等の時間)

第7条 この条例の規定又はこの条例に基づき県委員会が定めるところにより候補者が県委員会に対してする申請その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、県委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日以後にその期日を告示される一般選挙から施行する。

新潟県条例第37号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表第2 （第1条関係）		別表第2 （第1条関係）	
高等学校の名称	位置	高等学校の名称	位置
(略)		(略)	
新潟県立十日町総合高等学校	十日町市	新潟県立十日町総合高等学校	十日町市
(略)		新潟県立川西高等学校	十日町市
		(略)	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第38号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第5条第4項の許可証の再交付を受けようとする者 1件につき地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「標準政令」という。）本則の表9の項の1の下欄に掲げる金額</p> <p>(2)～(22)（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第5条第4項の許可証の再交付を受けようとする者 1件につき地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下<u>この条、第7条及び第8条</u>において「標準政令」という。）本則の表9の項の1の下欄に掲げる金額</p> <p>(2)～(22)（略）</p> <p>4・5（略）</p>
<p>（火薬類取締法関係手数料）</p> <p>第4条 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第19条第1項の運搬証明書の交付を受けようとする者 1件につき<u>標準政令本則の表34の項の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(2)～(4)（略）</p>	<p>（火薬類取締法関係手数料）</p> <p>第4条 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第19条第1項の運搬証明書の交付を受けようとする者 1件につき<u>2,400円</u></p> <p>(2)～(4)（略）</p>
<p>（質屋営業法関係手数料）</p> <p>第5条 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第2条第1項の規定により質屋の許可を受けようとする者 1件につき<u>標準政令本則の表38の項の1の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(2)～(5)（略）</p>	<p>（質屋営業法関係手数料）</p> <p>第5条 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第2条第1項の規定により質屋の許可を受けようとする者 1件につき<u>2万5,000円</u></p> <p>(2)～(5)（略）</p>
<p>（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料）</p> <p>第6条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定め</p>	<p>（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料）</p> <p>第6条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定め</p>

る額の手数料を納めなければならない。

- (1) (略)
- (2) 法第59条第9項の運搬証明書の書換えを受けようとする者 1件につき標準政令本則の表65の項の2の下欄に掲げる金額
- (3) (略)

(道路交通法関係手数料)

第8条 (略)

2 法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1)～(6) (略)
- (7) 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の5の下欄に掲げる金額

3～5 (略)

6 法第108条の2第2項の規定による講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 令第37条の6の2第1号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対するものに限る。） 1件につき5,100円（加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車及び原動機付自転車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対する講習（次号において「簡易講習」という。）にあつては、1,800円）
- (4) 令第37条の6の2第1号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対するものに限る。） 次のア又はイに掲げる受講者の区分に応じそれぞれア又はイに定める額

ア 法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査の結果について道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下この条において「府令」という。）第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上である者 1件につき5,100円（簡易講習にあつては、1,800円）

イ ア以外の者 1件につき7,950円

7 法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者又は府令第30条の13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、1件につき1,100円の手数料を納めなければならない。

8・9 (略)

10 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習

る額の手数料を納めなければならない。

- (1) (略)
- (2) 法第59条第9項の運搬証明書の書換えを受けようとする者 1件につき4,600円
- (3) (略)

(道路交通法関係手数料)

第8条 (略)

2 法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1)～(6) (略)
- (7) 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者 1件につき2,000円

3～5 (略)

6 法第108条の2第2項の規定による講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 令第37条の6の2第1号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対するものに限る。） 1件につき4,650円（加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車及び原動機付自転車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対する講習（次号において「簡易講習」という。）にあつては、1,500円）
- (4) 令第37条の6の2第1号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対するものに限る。） 次のア又はイに掲げる受講者の区分に応じそれぞれア又はイに定める額

ア 法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査の結果について道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下この条において「府令」という。）第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上である者 1件につき4,650円（簡易講習にあつては、1,500円）

イ ア以外の者 1件につき7,550円

7 法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者又は府令第30条の13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、1件につき1,000円の手数料を納めなければならない。

8・9 (略)

10 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習

を受けようとする者は、1 件につき1,400円（自動車安全運転センターが実施する研修等であって公安委員会が認めるものを終了した者に対する講習にあっては、800円）の手数料を納めなければならない。

（警備業法関係手数料）

第10条 警備業法（昭和47年法律第117号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務（次項に掲げるものを除く。）について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 法第22条第5項の警備員指導教育責任者資格者証の書換えを受けようとする者 1 件につき 標準政令本則の表102の項の3の下欄に掲げる金額

(8)～(11) (略)

(12) 法第42条第3項において準用する法第22条第5項の機械警備業務管理者資格者証の書換えを受けようとする者 1 件につき 標準政令本則の表103の項の3の下欄に掲げる金額

(13) (略)

2 (略)

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料）

第11条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第4条の規定による認定を受けようとする者 1 件につき 標準政令本則の表106の項の1の下欄に掲げる金額

(2) 法第5条第5項の規定による認定証の再交付を受けようとする者 1 件につき 標準政令本則の表106の項の2の下欄に掲げる金額

(3) (略)

（探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料）

第11条の2 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) (略)

(2) 法第4条第3項の規定により同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者 1 件につき 標準政令本則

を受けようとする者は、講習1時間につき700円の手数料を納めなければならない。

（警備業法関係手数料）

第10条 警備業法（昭和47年法律第117号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務（次項に掲げるものを除く。）について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 法第22条第5項の警備員指導教育責任者資格者証の書換えを受けようとする者

1 件につき 2,000円

(8)～(11) (略)

(12) 法第42条第3項において準用する法第22条第5項の機械警備業務管理者資格者証の書換えを受けようとする者 1 件につき 2,000円

(13) (略)

2 (略)

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料）

第11条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第4条の規定による認定を受けようとする者 1 件につき 1万3,000円

(2) 法第5条第5項の規定による認定証の再交付を受けようとする者 1 件につき 1,900円

(3) (略)

（探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料）

第11条の2 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) (略)

(2) 法第4条第3項の規定により同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者 1 件につき 1,500円

<p style="text-align: center;"><u>の表109の項の2の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(3) 法第4条第3項の規定により届出があったことを証する書面の再交付を受けようとする者 1件につき <u>標準政令本則の表109の項の3の下欄に掲げる金額</u></p>	<p>(3) 法第4条第3項の規定により届出があったことを証する書面の再交付を受けようとする者 1件につき <u>1,000円</u></p>
--	---

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。